

※本申合書（案）を原則として、電力受給契約締結後、県及び小売電気事業者間にて申合せを行います。

電力受給に関する運用申合書（案）

令和〇年〇月

福島県

電力受給に関する運用申合書

福島県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、福島県と乙が締結した、令和〇年〇月〇日付け「高柴ダム発電所で発電する電力の売却」に係る電力受給契約書（以下「原契約」という。）に付帯し、電力売買の円滑化をはかるため、次の条項を申合せる。

（受給運用上の協力）

第1条 甲及び乙は、電力受給運用について相互に誠意をもって協力する。

（発電計画の提出）

第2条 発電計画の提出は、別添のとおりとする。

2 乙は、原則として甲に対して、発電計画の変更要請を行わない。

（流通設備（送電線・変圧器・母線）作業停止時の発電制約量の通知）

第3条 乙は前々月の10日から前月20日まで一般送配電事業者から通知される流通設備（送電線・変圧器・母線）作業停止時の発電制約を甲へ送付する。

2 甲は前月21日（休日等の場合は直後の平日）に流通設備（送電線・変圧器・母線）作業停止時の発電制約を確認し、発電計画に反映させる。

ただし、発電計画のうち、2日後の計画には発電制約は反映されない。

（月間作業停止計画の連絡）

第4条 甲は、発電所の停止を伴う作業予定として、発電所名、予定日時及び作業内容を記載した月間作業停止計画について、事前に乙に連絡する。

2 前項の連絡は、甲の定めた様式を用い、当該月の開始から起算して、ひと月半前までに行うこととする。

3 第1項の計画については、甲の連絡後に変更が生じた場合においても再度の連絡は行わない。

（事故時の運用）

第5条 発電設備等の事故により、長期にわたり発電所の停止が予想される場合には、甲は、原則、当該事故直後に提出する発電計画に反映させるとともに、事故情報を提供する。

2 前項の発電設備等の事故が復旧し、発電所が運転再開した場合においても同様とする。

（連絡経路）

第6条 甲乙間の連絡経路は、別途定める。

(有効期間及びその他)

第7条 本申合せの有効期間は原契約の有効期間と同一とする。

2 本申合せに疑義が生じた場合、または本申合せに記載されていない事項については、
甲乙間で協議のうえ決定するものとする。

以上の申合せの証として本書2通を作成し、各々その1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

甲

乙 住所

会社名

代表者職氏名